

塩谷町学校設置基本計画（案）

令和7年10月



塩谷町学校設置基本計画 目 次

第1章 目的と位置付け

- 第1 目的と背景 2
- 第2 位置付け 3
- 第3 基本的な構想 7

第2章 条件整理

- 第1 通学距離及び通学方法について 10
- 第2 校舎の現状と課題 11

第3章 施設の整備方針

- 第1 施設整備の基本的な方針 15
- 第2 学校施設整備におけるコンセプト 16
- 第3 エリアの考え方 20

第4章 施設の基本計画

- 第1 施設の整備計画 22

第5章 施設ごとの整備の考え方

- 第1 屋内施設計画 33
- 第2 屋外施設計画 34
- 第3 設備計画 36

第6章 事業計画

- 第1 これまでの経過 37
- 第2 今後の予定 37

第7章 学校再編事業の推進に向けて

- 第1 今後の課題 38
- 第2 対応方針 38

第1章 目的と位置付け

第1 目的と背景

1 目的

塩谷町学校設置基本計画は、船生小学校、玉生小学校、大宮小学校及び、塩谷中学校を義務教育学校 仮称「しおや学園」に再編するにあたり、学校施設整備に必要な学校のコンセプト、整備方針、施設計画、配置等の設計に係る基本的な考え方を示すことを目的としています。

2 背景

全国的に児童生徒の減少傾向は続いており、塩谷町においても、子どもたちの教育環境の適正維持のためには、統廃合の必要性について考えなければならないものとなっていました。

塩谷町の「学校のあり方」については、平成27年から令和元年にかけて「総合教育会議」の議題として協議され、また令和2年からは「塩谷町小中学校現状分析研究部会」より提出された分析資料等を参考に、今後の学校配置についての話し合いが行われてきました。

町教育委員会では、令和4年10月に町内外の有識者らからなる「塩谷町学校規模適正化検討委員会」を発足させ、「(1) 塩谷町小中学校の規模及び配置の適正化に関する基本的な考え方に関すること」、「(2) 塩谷町小中学校の規模及び配置の適正化のための具体的施策に関すること」の2点を「諮問」しました。その後、委員会は11回にわたって開催され、令和6年2月21日に「答申」が町教育委員会に提出されました。答申は児童生徒の減少に伴う対症療法的な学校の統廃合ではなく、この機会を歴史的転換期と捉え、「塩谷町の未来を創造する教育を実現するための新たな学校づくり」という視点に立ち、塩谷町だからこそできる新たな学校の姿が提言されました。

町教育委員会は、「塩谷町学校規模適正化検討委員会」からの「答申」内容を十分尊重し「これからの塩谷町の学校のあり方」について、「塩谷町学校設置基本構想（骨子）」を令和6年5月に策定しました。その中で、現在の学校（船生小学校・玉生小学校・大宮小学校・塩谷中学校）は、令和11年3月をもって閉校とし、地域や保護者らとの合意形成を図り、組織体制（準備委員会等）を整えながら、令和11年4月開校を目途に新たな学校を創ることが示されました。その後、教育行政視察等の調査を行い、さらに協議を重ね、令和6年12月に開催した総合教育会議において、現在の小・中学校が一体となった「義務教育学校^{※1}」を設置すること、学校の配置は既存施設を生かし、将来においても他の教育関連施設が整備可能となる現在の塩谷中学校とすることを本計画に提言することに至りました。

本町における近年の出生数の推移並びに将来推計出生数を勘案すると、今後少子化が加速度的に進行していくことが予想される状況にあり、学校の整備は迅速かつ適切な対応が求められます。

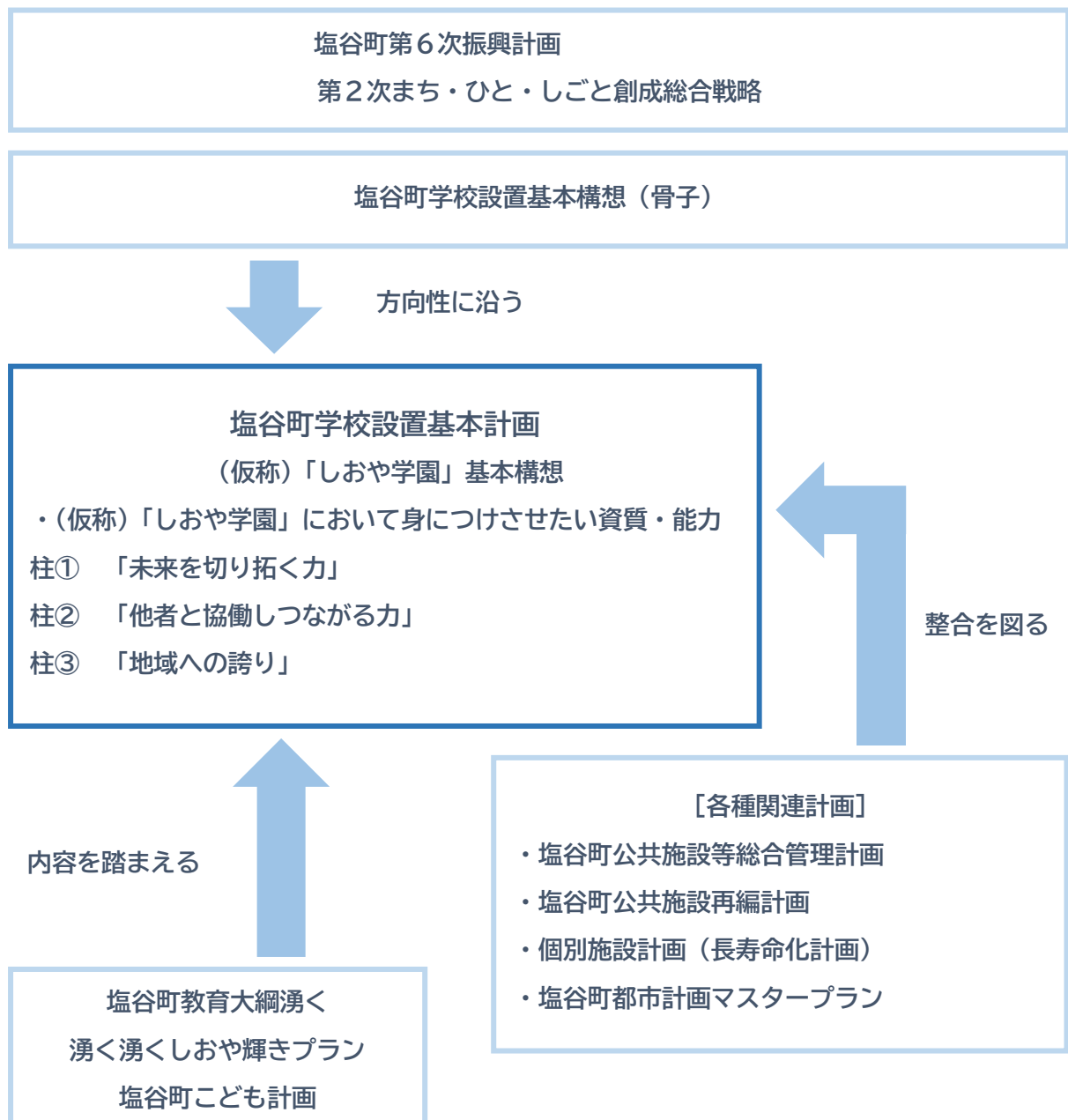
※1 義務教育学校：平成28年4月1日「学校教育法の一部を改正する法律」の施行により、新たな種類の学校として認められた学校で、小学校から中学校までの義務教育期間9年間を1つとし一貫した教育ができる学校。

第2 位置付け

1 基本的計画の位置付け

基本計画は、町の最上位計画である「塩谷町第6次振興計画 第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「塩谷町学校設置基本構想（骨子）」の方向性に沿ったものとし
ます。さらに、町の各種関連計画と整合を図るとともに、「塩谷町教育大綱」、「塩谷町こ
ども計画」の内容を踏まえ策定します。校舎をどのくらいの範囲で改修するのか（面積）、
どのようなことができる校舎にするのか（機能）、校舎内はどのような配置にするのか
（ゾーニング）などを定め、今後の設計に反映すべき諸条件の整理・検討を行います。

なお、建設工事を開始するまでには、基本設計や実施設計において、より詳細な検討を
行うため、基本計画の策定後、変更になる部分があることも想定されます。



2 関連計画

(1) 塩谷町第6次振興計画(令和3年3月策定)(計画期間:令和3年~令和12年度)

- ア 前期基本計画 (計画期間:令和3年~令和7年度)
- イ 後期基本計画 (計画期間:令和8年~令和12年度)
- ウ 第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略(計画期間:令和3年~令和7年度)

1 まちづくりの基本理念

塩谷町のまちづくりを進めていく上で大切な考え方となる“基本理念”について、これまでのまちづくりの実績や課題を踏まえ、今後の社会情勢等を見極めながら、以下の通り設定します。

①人づくり : 人がつながるまちづくり

町民一人ひとりがまちづくりの主演となり、町外の方ともつながりを持ち、みんなで協力し合うまちづくりを目指します。

②暮らしづくり : 誰もが安心して暮らせるまちづくり

子どもから高齢者まで、誰もが安全安心かつ快適に楽しく、そしていつまでも暮らせるまちづくりを目指します。

③地域づくり : 地域ににぎわいのあるまちづくり

役場新庁舎を中心とした、コミュニティが活性化し、産業が盛んな、にぎわいのあるまちづくりを目指します。

2 まちの将来像

“まちづくりの基本理念”を踏まえつつ、これまで掲げてきた塩谷町の目指す10年後の将来像を今後も継承し、暮らしやすく安全安心なまちづくりを進めていきます。

豊かな自然に育まれ 人と人とがつながり 安全安心に暮らせる 塩谷町 (抜粋)

(2) 塩谷町学校設置基本構想(骨子)(令和6年5月策定)

塩谷町学校基本構想についての大きな柱(骨子)

- 1 塩谷町の義務教育9年間の学習を一体的、系統的、連続的に捉え、現在の小中学校を一つにし、小中学校が一体となった「学校」を創ります。
- 2 既存施設及び周辺環境を生かし、通学の安全性を考慮したうえで、立地の妥当性を勘案し、そのうえで、将来他の教育関連施設が整備可能となる場所に「学校」を創ります。
- 3 学校規模適正化検討委員会からの「答申」を重視し、「これからの学校」を「地域に根ざした学校」そして「未来を創る人材の育成」を教育理念として掲げ、「答申」に対し最大限の配慮を持って教育環境を整備します。(抜粋)

(3) 塩谷町教育大綱（令和3年4月策定）

基本理念 将来を担う人の育成と活力ある地域コミュニティの形成

塩谷町における基本目標

- | | |
|--------------|----------------------|
| 1 教育推進体制の充実 | 5 スポーツ・レクリエーションの普及推進 |
| 2 教育環境の充実 | 6 人間性豊かな人づくりの促進 |
| 3 生涯学習環境の充実 | 7 町民と協働した地域づくりの推進 |
| 4 芸術・文化活動の推進 | |

（抜粋）

(4) 湧く湧くしおや輝きプラン（令和6年3月策定）

基本目標 「塩谷町の魅力」を共に発見・育成・発信し、一人ひとりが活きるまち

- 1 第5次 塩谷町生涯学習推進計画
- 2 第2次 塩谷町男女共同参画推進計画
- 3 第1次 塩谷町スポーツ推進計画

（抜粋）

(5) 塩谷町こども計画（令和7年3月策定）（計画期間：令和7年度～令和11年度）

計画策定の趣旨

令和2（2020）年3月策定の「第2期塩谷町子ども・子育て支援事業計画」（以下「前計画」という。）において、家庭における子育てを基本にしながら、子どもの健やかな成長と親が安心して子育てできるよう、地域全体で支援する考えのもと、「元気に育て塩谷っ子 子育ての輪を広げよう」とともに3つの基本理念を掲げ、地域社会の中で子どもが健やかに成長できる環境を創り出すことを目的として、様々な取組を推進してきました。

前計画が令和6（2024）年度をもって終了することに加え、国の新しい法律である「こども基本法」に基づく「こども大綱」が示されたことを受け、その内容を踏まえた新たな『市町村こども計画』となる「塩谷町こども計画」（以下「本計画」）を策定し、塩谷町の子どもと子育て家庭、そして若者への支援に関する取組を総合的に推進するものです。

（抜粋）

(6) 塩谷町公共施設等総合管理計画（平成29年3月策定 / 令和4年3月改定）

「塩谷中学校長寿命化計画」（令和元年10月）、「船生小学校、玉生小学校、大宮小学校長寿命化計画」（令和元年10月）に基づき、引き続き、児童生徒のよりよい教育環境の確保と効率的・効果的な学校施設の修繕による維持管理経費の縮減・標準化を図ります。

（抜粋）

(7) 塩谷町公共施設再編計画（令和6年2月改定）

基本方針

1 持続可能な行政運営の視点による施設総量の削減

将来において支出可能な財源規模及び人口の減少傾向の見通しを踏まえて、施設総量（延床面積）で、10年間で10%削減することを目標とします。

2 新規整備の抑制と施設運用コストの効率化

既存施設の長寿命化や効果的・効率的な運用を図ることで、新規整備を極力抑制するとともに、施設運用に係わるコストの抑制を実施します。

3 施設の集約化・複合化と町民サービスの維持・向上

施設の集約化・複合化、または広域連携等により、施設の利用率・稼働率の向上を図るとともに、町民サービス水準の維持・向上を図ります。

（抜粋）

(8) 学校施設長寿命化計画

ア 塩谷中学校長寿命化計画（令和元年10月策定）

イ 船生小学校、玉生小学校、大宮小学校長寿命化計画（令和元年10月策定）

近年の教育環境の多様化は、時代の流れに伴う生活様式の変化と相まって、学校施設自体の使いにくさや機能の低下にも影響している状況にあり、全国的な共通の課題となっています。より良い教育環境の確保とともに、老朽化した施設の効率的・効果的な再生による中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図ることを目的として策定します。

（抜粋）

(9) 塩谷町都市計画マスタープラン（令和4年3月策定）（計画期間：令和4年～令和23年度）

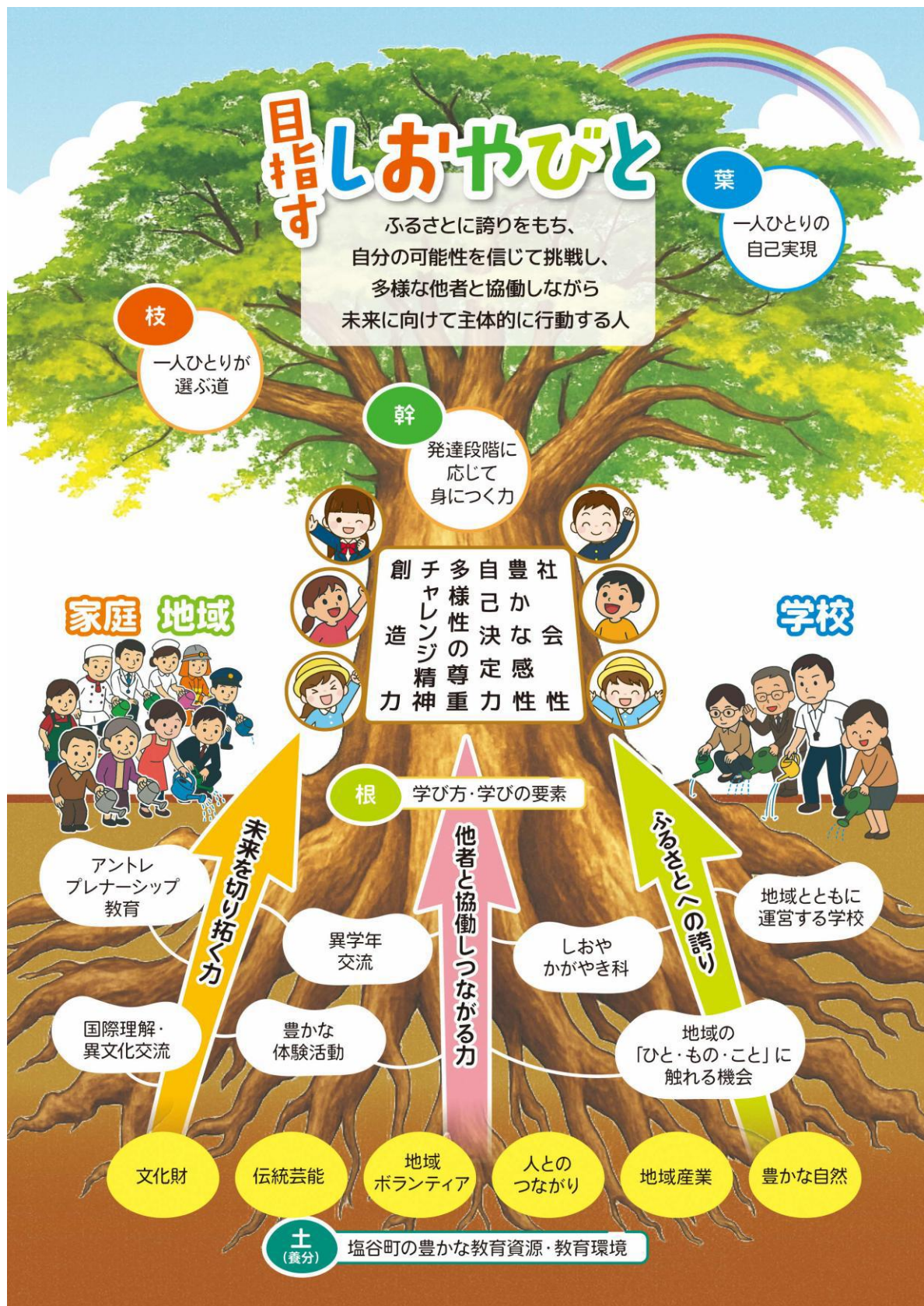
塩谷町では、まちづくりを総合的・計画的に進めるための基本構想となる「町振興計画」に基づき、様々な施策・取組が実施され、大きな成果が得られました。一方、近年では、人口減少や高齢社会の進行、持続可能な行政運営や都市機能の更新に対する希求の高まりなど、社会経済情勢や国政動向の大きな変化に対応した、より効率的・効果的なまちづくりを進めていく必要性が生じています。こうした状況を踏まえ、令和3(2021)年度より運用が開始された「塩谷町都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針：栃木県」及び「塩谷町第6次振興計画」の内容との整合性を確保しつつ、塩谷町の有する潜在的な資源や将来性に即したまちづくり施策が継続的に展開されるよう、今後20年間の都市づくりを展望した新たな計画となる「塩谷町都市計画マスタープラン」を策定します。

（抜粋）

第3 基本的な構想

1 仮称「しおや学園」のコンセプト

現行の学習指導要領に基づいた9年間の義務教育をベースとしつつ、塩谷町が目指す特色ある教育活動や、教育体制等を表すために作成したコンセプト図です。



2 仮称「しおや学園」の基本構想

(1) しおや学園の目指す「しおやびと」

ふるさとに誇りをもち、自分の可能性を信じて挑戦し、多様な他者と協働しながら、未来に向けて主体的に行動する人

めまぐるしく変化するこれからの社会を生きる子どもたちには、社会の変化に対応しながらたくましく生きる力が必要不可欠です。塩谷町の子どもたちには、どのような道に進もうとも、生まれ育ったふるさとに誇りをもち、自信をもって様々なことに挑戦し、困難な状況にあっても自らの力で未来を切り拓ける人に育ってほしいと考えます。そのため、しおや学園では、地域の様々な人やものとの交流を通して地域理解を深め、多様な価値観をもつ人たちとつながりあいながら、ふるさとへの誇りを育みます。

また、様々な体験活動を通して、豊かな感性や社会性を育み、他者と協働しながら自らの未来を切り開き、新しい価値を創造することのできる人の育成を目指します。

(2) しおや学園において身につけさせたい資質・能力

① 未来を切り拓く力

② 他者と協働しつながる力

③ ふるさとへの誇り

社	会	性
豊	か	な
自	己	決
多	様	性
チ	ャ	レ
創	造	精
		神
		力

(3) 特色ある教育活動（学び方・学びの要素）

◎ 地域を学び地域とともに育つ 『しおやかがやき科』

- ・ ふるさと「しおや」を学びのフィールドとし、地域の「歴史・伝統文化」「産業」「自然・環境」「防災・安全」などを柱とした、塩谷町ならではの系統的、横断的な探究学習を行います。
- ・ 地域の人と関わりながら課題を発見し、創造力を発揮しながら主体的に解決に取り組む、アントレプレナーシップ教育を行います。
- ・ 「しおや」から広域・国際的な視野を持ち、交流や情報発信を通じて地域と世界をつなぐ力を育む学習活動を行います。

◎ 豊かな感性や社会性を育てる体験活動の充実

- ・ 塩谷町ならではの教育資源を活用した、様々な体験活動（農業体験、自然体験、職業体験、高齢者・幼児との交流等）を行います。
- ・ 児童生徒がアイデアを出し、主体的に創る学校行事や児童生徒会活動を推進します。
- ・ 1～9年生までの幅広い年齢構成を活かした、異学年集団やブロック制での、様々な交流活動の充実を図ります。



地域の教育資源・人材を活用した教育活動の推進

学校運営協議会を活かしたり、地域学校協働活動と連携したりして、児童生徒が地域の「ひと・もの・こと」に、主体的に触れる、関わる機会の充実を図ります。

3 教育課程の考え方

著しく変化する社会の変化の中で、子どもたちの身体の早熟化、思春期の早期化も進んでいます。小学校から中学校までの6－3制の学年区切りの中では、学習面や心理面で様々なつまづきを生じる子どもたちがいることが指摘されています。

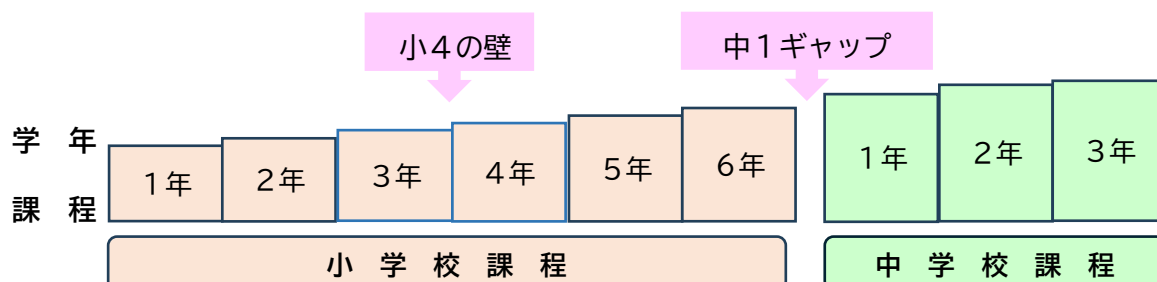
そこで、新設する仮称「しおや学園」では義務教育9年間の一貫した系統的な教育活動を基本としつつ、9年間を、1～4年生の第1期（基礎期）、5～7年生の第2期（充実期）、8～9年生の第3期（発展期）の3つの学年ブロックに区切り、児童生徒の発達段階に応じた指導を効果的に行うこととします。（以下4－3－2制）

4－3－2制の各ブロックの教職員が中心となり、それぞれのブロックの児童生徒の指導にあたるのはもちろんのこと、各ブロック間における緊密な連携体制のもと、すべての教職員が協働してすべての児童生徒を育てるという視点に立って教育活動を行います。また、各段階ごとにブロックリーダーの育成を図り、児童生徒会活動の主体的な運営を促します。

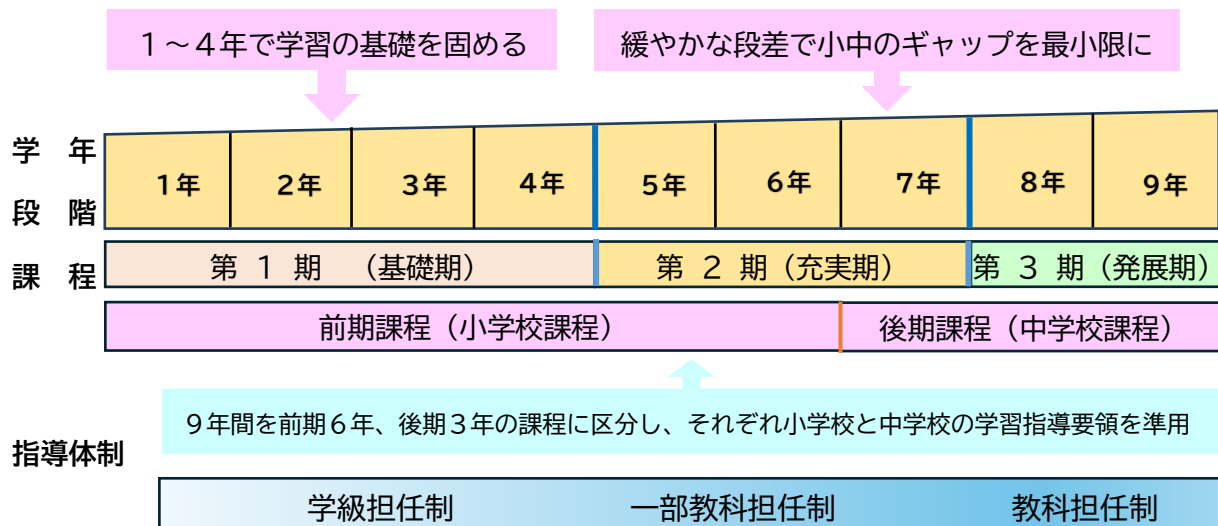
指導体制としては学級担任制、一部教科担任制、教科担任制を取り入れながら発達段階や学習内容に応じた、効果的な指導を行います。

【仮称「しおや学園」の学年制のイメージ】

現行の小・中学校の課程及び学年の区切り（6－3制）



仮称「しおや学園」の教育課程及び学年ブロックの区切り（4－3－2制）



第2章 条件整理

第1 通学距離及び通学方法について

1 現在の基準

通学方法と基準となる距離

	徒歩通学	自転車通学	スクールバス通学
小学校	2 km 未満	－	2 km 以上
中学校	3 km 未満	3 km 以上	6 km 以上

※ 小学校でスクールバスを利用できるのは2 km以上とする。

ただし、行政区の途中で 2 kmとなる場合は、当該行政区全体をバス通学区域とします。

※ 中学校でスクールバスを利用できるのは6 km以上とする。

ただし、行政区の途中で 6 kmとなる場合は、当該行政区全体をバス通学区域とします。また、6 km未満であっても特別な事情により学校長が認めた場合、及び通学距離3 km以上でバスの利用を希望する生徒は、バスの定員の範囲内（空席の範囲内）でバス通学が可能となります。

2 再編後の考え方

学校再編後の通学方法については、（仮称）通学路検討委員会において、現在の考え方や制度を基本として新たに定めます。

また、通学路の安全対策については、学校再編後の通学区域においても既に安全対策を実施している既存の通学路を活用するとともに、「塩谷町通学路交通安全プログラム」に基づき、既存通学路及び新たな通学路の必要な安全対策を検討します。

第2 校舎の現状と課題

1 施設の概要

- (1) 施設名 塩谷中学校
- (2) 構造 RC造
- (3) 延べ面積 10,683.157 m² (校舎棟：7,402.100 m² 屋内運動場棟：3,281.057 m²)
- (4) 生徒数 182名 (令和7年度4月1日時点)

2 建物評価結果

令和元年10月に策定した塩谷中学校長寿命化計画において、構造躯体以外の劣化状況についての評価は以下のとおりです。(一部抜粋) ※A, B, C, Dは劣化状況を表す

①評価結果（構造躯体以外の劣化状況）

	屋根・屋上	外壁	内部仕上げ
普通教室棟	B 排水溝・目地等に 雑草	A 概ね良好	B 部分的なひび割れ
ランチルーム 図書館棟	A 概ね良好	A 概ね良好	A 概ね良好
昇降口棟	B 排水溝・目地等に 雑草	A 概ね良好	A 概ね良好
屋内運動場	B 部分的なひび割れ	A 概ね良好	A 概ね良好
部室（校庭）	A 概ね良好	A 概ね良好	A 概ね良好

目視状況による評価基準（屋上及び屋根、外壁、内部仕上げ）	
評価	基準
A	概ね良好
B	部分的に劣化（安全・機能上問題なし）
C	広範囲に劣化（安全・機能上不具合発生の兆し）
D	早急に対応する必要がある（安全・機能上問題あり）

②評価結果（構造躯体の健全性）

	構造	建築年度	耐震安全性	圧縮強度
普通教室棟	RC造	H16（築15年）	新耐震	50.3 N/mm ²
ランチルーム 図書館棟	RC造	H16（築15年）	新耐震	59.1 N/mm ²
昇降口棟	RC造	H16（築15年）	新耐震	50.3 N/mm ²
屋内運動場	RC造	H16（築15年）	新耐震	54.5 N/mm ²
部室（校庭）	RC造	H16（築15年）	新耐震	28.7 N/mm ²

※上記表は令和元年（2019年）に調査した記録になります。

(1) 構造躯体の評価

構造躯体の健全性について、圧縮強度、中性化深さにより調査した結果、圧縮強度については、中学校施設の全てについて十分な耐力があり、中性化についても3cm未満のため、長寿命化が可能であることが確認されました。

(2) 構造以外の評価

屋根・屋上、外壁、内部仕上げ、電気設備、機械設備の劣化度状況において、学校施設のほとんどが、「A（概ね良好）」又は「B（部分的に劣化）」の判定であり早急な修繕計画は必要とされませんが、健全度の低い施設から優先的な対策が必要となります。

3 統合する小学校の概要

(1) 施設名 船生小学校

構造・	管理・教室棟	：RC造	1,969 m ²	2階建て	平成 5 年（1993 年）
延べ面積	コンピューター室	：鉄骨造	80 m ²	2階建て	平成10年（1998 年）
	屋内運動場	：鉄骨造	884 m ²	2階建て	平成26年（2014 年）

(2) 施設名 玉生小学校

構造・	管理・教室棟	：RC造	2,360 m ²	2階建て	平成 4 年（1992 年）
延べ面積	特別教室棟	：RC造	1,251 m ²	2階建て	平成10年（1998 年）
	コンピューター室	：鉄骨造	101 m ²	平屋建て	平成10年（1998 年）
	屋内運動場	：鉄骨造	775 m ²	平屋建て	昭和55年（1980 年）

(3) 施設名 大宮小学校

構造・	校舎・食堂棟	：RC造	2,030 m ²	2階建て	平成 6 年（1994 年）
延べ面積	特別教室棟	：木 造	83 m ²	平屋建て	平成20年（2008 年）
	コンピューター室	：鉄骨造	80 m ²	平屋建て	平成10年（1998 年）
	屋内運動場	：鉄骨造	774 m ²	平屋建て	昭和54年（1979 年）

4 構造躯体の評価

構造躯体の健全性について、圧縮強度、中性化深さにより調査した結果、圧縮強度については、RC造の小学校施設で十分な耐力がありました。中性化については玉生小学校特別教室棟で4.3cmと3cm以上となったため、長寿命化が不可能となりました。それ以外のRC造の小学校施設では3cm未満のため、長寿命化が可能であることが確認されました。

鉄骨造・木造の小学校施設では目視調査の結果、問題なしのため長寿命化が可能であることが確認されました。

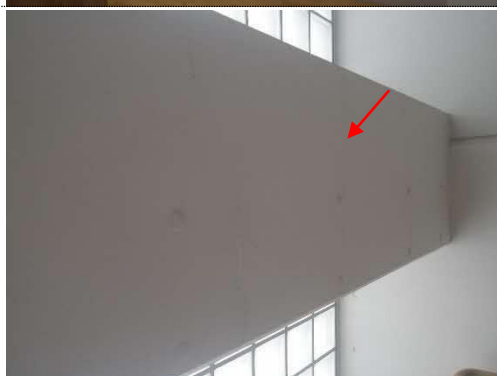
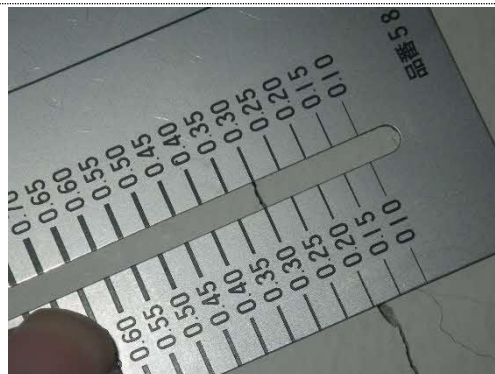
※ 上記内容は令和元年（2019 年）に調査した記録になります。

5 改修範囲の検討

(1) 義務教育学校に向けた改修範囲

塩谷中学校長寿命化計画（令和元年10月策定）でB判定（部分的に劣化）となった部分を維持管理のための修繕箇所とし取り上げることとします。

①普通教室棟 内部仕上げ（RC躯体塗装面）



コンクリート打ち放し塗装面にクラックを確認しました。
階段、普通教室黒板下等で複数箇所見受けられました。
構造耐力上支障はないと思われるが、維持管理のため修繕対象とします。

②屋上 防水の劣化



普通教室棟・昇降口棟・屋内運動場棟共通で、アスファルト防水の劣化を確認しました。
維持管理のため修繕対象とします。

③中庭 膜屋根の不足による雨水の侵入



膜屋根と校舎外壁間が離れており、雨水が吹き込んでいることを確認します。
中庭を有効活用するために、雨水を排水する措置が必要となります。

④水周り 手洗いの高さ



低学年の生徒が利用しやすい高さに改修が必要となります。
屋内運動場等の共用部の水周りも同様に改修が必要となります。

⑤廊下 水道の設置・その他有効活用



現状においては、教室と水道が離れているため、廊下に水道を設置します。
その他、図書コーナーの設置や、談話スペースの確保など、有効活用できるよう計画します。

第3章 施設の整備方針

第1 施設整備の基本的な方針

上位計画である塩谷町学校設置基本構想（骨子）及び長寿命化計画並びに文部科学省の学校施設整備指針を基に、「第2章 第3. 校舎の現状と課題」を踏まえた検討を行い、「塩谷中学校の改修の基本的な方針」を示します。

塩谷町教育大綱等に掲げた学校教育の基本目標の1つである「教育環境の充実」及び「生涯学習環境の充実」に向けて、ICT^{※2}等を活用した多様な学習形態や、インクルーシブ教育^{※3}を推進するためのバリアフリー化^{※4}など、多様な学びに対応する施設整備を進めます。また、第6次塩谷町振興計画(前期基本計画)に掲げたSDGsの達成に向けた取組や、現在、町全体で取り組んでいる「ゼロカーボンシティ」宣言の実現に向けた取組、「誰一人取り残されない教育の推進」として、校内教育支援センター（ふらっとルーム）において、支援が必要な子どもたち一人ひとりに向けたサポートなど、多方面に配慮した施設整備の実施を目指します。

1 施設整備の基本的な考え方

文部科学省の小学校施設整備指針及び中学校施設整備指針を基に、施設整備の基本的な考え方をまとめました。

（1） 高機能かつ多機能で変化に対応し得る弾力的な施設環境の整備

- ア 教育方法等の変化に対応し、多様な学習内容・学習形態やICTを日常的に活用できる学習環境を確保し、今後の学校教育の進展や情報技術の進展等に対応します。
- イ 障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が共に学ぶことのできるような計画とします。
- ウ 学校施設全体を学習に利用するという発想に立ち、児童生徒の主体的な活動を喚起し、求められる学びや活動の変化に柔軟に対応できるための創意工夫ある計画とします。

（2） 健康的かつ安全な施設環境の確保

- ア 児童生徒の学習及び生活の場として、また、教職員の働く場として、良好な環境条件を確保するとともに、障がいのある児童生徒にも配慮しつつ、十分な防災性、防犯性など安全性を備えた安心感のある施設環境を形成します。
- イ 児童生徒の多様化に対応するとともに、児童生徒がゆとりと潤いをもって学校生活を送ることができ、他者との関わりの中で豊かな人間性・社会性を育成することができるよう、生活の場として快適な居場所を計画します。
- ウ それぞれの地域の自然や文化性を生かした快適な施設環境を確保するとともに、環境負荷の低減や自然との共生等に配慮します。

（3） 地域の生涯学習やまちづくりの核としての施設の整備

- ア 地域住民にとって最も身近な公共施設として、まちづくりの核、生涯学習の場としての活用を一層積極的に推進するためにも、施設のバリアフリー対策を図ります。また、併せて災害時における避難場所としての役割を果たせるようにします。

※2 ICT：（ICT教育）教育のデジタル化。パソコンなどの情報通信技術を活用して教育を行う手法。

※3 インクルーシブ教育：障がいの有無や国籍などの違いにかかわらず、すべての子どもが共に学び合う教育。

※4 バリアフリー化：障壁を取り除くことを意味し、誰もが快適に社会生活を送れるようにする取り組み。

第2 学校施設整備におけるコンセプト

塩谷町が掲げる「これからの学校」は、単に児童生徒数の減少による学校の統廃合という考えではなく、この状況を本町の学校教育を見直す大きな転換点と捉え、「塩谷町の未来を創造する教育を実現するための新たな学校づくり」という視点に立ち、併せて地域に根ざした「学校を核とした地域づくり」という考えに基づくものです。

これらを踏まえ、塩谷町が目指す学校施設に関するコンセプトを以下のように考えます。

1 学校配置の考え方

新たな構想の下に配置する学校は、「既存施設と周辺環境の活用」、「通学などの安全性の確保」などを視野に入れて検討します。既存施設及び付帯施設の規模並びに建築年数、また、既存施設等において整備改修が十分可能であること、スクールバスの運行により、登下校においての通学の安全が確保されること、さらに周辺環境を活用し、将来他の教育関連施設の配置が可能であることなど、幅広い視点から適正な配置場所を選定した結果、新しい学校の配置場所は現在の塩谷中学校とします。

2 地域連携の考え方

教育環境の整備の観点のみならず、「学校を核とした地域づくり」や「地域とともにある学校」を実現するためにも、地域の拠点として卒業生たちがさまざまな活動の場として戻ってこられる場所であり、「学びのフィールド」として、隣接する市町を含めた広域的な地域の資源を活用し、個々の多様な価値観を認め合い、障がいの有無に関わらず、共生していくことのできる社会の実現を学んでいく場所としての「学校」の姿を描いていくことが大切であると考えます。

3 施設整備の考え方

児童生徒そして教職員それぞれにとって居心地のいい施設環境が整備され、さらに学年を超えた交流、地域住民との交流がこれまで以上に広がる空間を整備していくことで、義務教育の9年間が一体的、系統的にその特性が十分発揮されるよう観点ごとに施設整備及び改修を図ります。

(1) 児童生徒の主体的な活動が十分発揮できる施設整備

ア 教室は教育のデジタル化や、新基準（幅65cm、奥行45cm以上）の教室用机に対応した広さを確保します。

イ 普通教室と一体的に使用できるオープンスペース^{※5}において、多様な授業が可能な空間とします。

ウ 児童生徒が十分な運動ができるよう、学校敷地内に遊具等を整備します。

エ 教室から遠い校庭に行かずとも、低学年教室の近くに安全に遊べる屋外遊戯スペースを整備します。

オ 原則として、全てのエリアに空調機器を導入します。

カ 理科室、音楽室は2教室用意し、学年に応じて使い分けられるようにします。

※5 オープンスペース：教科などを超えた多様な活動に対応できる共用空間のこと。文部科学省施設整備方針における多目的スペースのこと。

- キ 教室の配置は、学年ブロック（4-3-2制）を意識したゾーニングができるようにします。
- ク 前期課程向けの屋内運動場を整備します。
- ケ 低学年向けの遊戯スペースを整備します。



低学年向け遊戯スペース（イメージ）

- (2) 児童生徒、地域住民が交流するための施設整備
 - ア 地域住民が学校と連携した活動を推進するための地域連携推進室を整備します。
 - イ 異学年の交流ができるスペースを確保します。
 - ウ 菜園スペース等の地域交流ができるスペースを確保します。



学校中庭：異学年交流スペース（イメージ）

- (3) 教職員等が働きやすい施設整備
 - ア 職員室は一体感を確保しつつ、学年区分ブロックに応じた効率的な座席配置とします。

- イ 休憩や学年ブロックを超えた交流や作業が行えるスペースを整備します。
- ウ 学校内で連絡が取りやすいように、携帯端末（ＰＨＳ等）を整備します。
- エ 教職員用の駐車場を整備します。
- オ 多目的室を用意し、様々な活動で利用できるようにします。
- カ 職員入口付近に職員更衣室を整備します。

（４） 多様な人材の育成が行える施設整備

- ア アントレプレナーシップ教育を行う機会を創出する空間を提供します。
- イ 地域の教育力を活用した、放課後子ども教室を実施できる場所を確保します。



屋内運動場内多目的室（イメージ）

（５） 学校施設の機能向上及び他の教育関連施設との一体性をもった施設整備

- ア 放課後児童クラブ室を学校敷地内に配置し、概ね１１０人が利用することを想定した広さとします。
- イ 学校施設と、他の教育関連施設の動線を確保します。

（６） 次世代の情報学習環境（ＩＣＴ環境）を活用できる施設整備

- ア 学習用のネットワーク回線速度は十分な速度を確保し、将来的にはデジタル教科書の一斉接続に充分に対応できる速度を確保します。
- イ 学校施設内のどこからでもインターネットに接続できるようにネットワーク回線を整備します。

（７） 児童生徒、地域住民の安全・安心が確保できる施設整備

- ア 車両進入禁止区域を明確にし、車と歩行者の動線を分け、視覚的に分かるようにします。
- イ 学校内の必要な場所に減速帯を設置します。

- ウ 安全を考慮した位置に駐輪場を整備します。
- エ 学校内の防犯カメラ・防犯灯を増設します。
- オ 調整池の周りに危険防止のため、柵を設置します。
- カ 野生動物侵入防止のための柵を増設します。
- キ 荒天時の安全を考慮して、屋根付きの乗降スペースを整備します。
- ク 学校が災害時の地域住民の避難場所として、継続して使用できるようにします。

第3 エリアの考え方

1 エリアの分け方

- (1) 施設の使いやすさや児童生徒の安全確保のために、整備方針や教室等の性質を踏まえ、施設をエリアで分けることとします。エリアは、教室エリア、管理エリア、地域開放エリアとします。
- (2) 地域開放エリアは、外部の人が利用することを前提としたエリアとします。平日は児童生徒が使用し、放課後や休日は地域に開かれたスペースとするなど、日時によって使用者が変化します。また、エリアを明確に区分けし、児童生徒の安全に配慮します。

2 各エリアと動線

(1) 教室エリア

教室エリアは、普通教室、特別支援学級教室、特別教室、更衣室、トイレ、手洗い場等を配置します。

ア 普通教室は学習環境を考慮し、校舎南面に配置します。また、クラスは4-3-2の編成で階層を分け、学年ブロックの一体感の認識を促します。また、低学年は職員室から近く、室外の活動がしやすいよう低層階に配置します。

イ 特別支援学級教室は、オープン初年度は1階校舎北側に配置となりますが、原学級との交流促進や、学習環境の向上のため、今後、普通教室に空きができ次第南側教室に移動します。

ウ 普通教室につながる廊下はオープンスペースとし、水道、学年図書、教員コーナーを設置いたします。また、水廻りは利用する学年に合わせ高さを調整し、利用に支障が出ないように配慮します。

(2) 管理エリア

管理エリアは、校長室、職員室、保健室、印刷室、放送室、多目的室（会議、通級指導教室、生徒会室として利用）、心の相談室、静養室等を配置します。

ア 通級指導教室は屋内運動場の多目的教室を利用し、心理的負担を軽減し出入りできる等の配慮をします。

イ 生徒会室は、多目的室に隣接して配置し、一体的な利用が可能とします。

ウ 心の相談室は、普通教室から離すことで心理的負担を軽減し出入りできる等の配慮をします。

エ 静養室は職員室付近に配置し、発熱等で隔離が必要な児童生徒がいる場合は第2保健室として使用します。また、将来的に空き教室ができた場合は、教職員の休憩スペースなどの増設を検討します。

(3) 地域開放エリア

地域開放エリアとして屋内運動場内のある施設内に地域連携推進室を整備し、PTA活動、ボランティア活動等で利用します。また、学校が教育活動で使用しない時間帯に、屋内運動場1階の多目的室を地域開放エリアとします。また、学校図書館を将来的に地域図書館として整備・利用することを検討します。

(4) その他

放課後児童クラブ室を校舎北側敷地内に配置します。校舎から通学路を挟む場所となりますが、歩車分離を明確にし、安全に移動できるようにします。

第4章 施設の基本計画

第1 施設の整備計画

1 校舎基本機能

(1) 既存校舎の各室整備案

注) ※は整備前の名称とし、記載のない部屋については、現状維持とします。

		分類	開校年度 各室整備案	階数	面積	室数
校舎	普通教室	普通教室	普通教室 (1～4 年)	1F	77 m ²	5
			普通教室 (4・8～9 年)	2F		5
			普通教室 (5～7 年)	3F		5
		特別支援学級	普通教室 (5～7 年) ※旧音楽準備室・資料室 1	3F	75 m ²	1
			知的学級 (1～6 年)	1F	77 m ²	1
			知的学級 (7～9 年)	1F	35 m ²	1
			情緒学級 (1～6 年) ※旧小会議室	1F	47 m ²	1
			情緒学級 (7～9 年) ※旧心の相談室・職員更衣室 (女)	1F	33 m ²	1
	特別教室	理科室	理科室 (3～7 年用) ※旧理科室 1	2F	116 m ²	1
			理科室 (6～9 年用) ※旧理科室 2	2F	116 m ²	1
		技術室	技術室 (図工室) ※旧技術室 図工室 (1～6 年) と技術室 (7～9 年) を兼用とする。	1F	145 m ²	1
		音楽室	第 1 音楽室 ※旧音楽室	3F	116 m ²	1
			第 2 音楽室 ※旧練習室 1・2	3F	73 m ²	1
			音楽室準備室 ※旧相談室	3F	38 m ²	1
		多目的室 1 (仮称)	多目的室 ※旧視聴覚室	2F	124 m ²	1
		多目的室 2 (仮称)	多目的室 ※旧被服室	3F	123 m ²	1
		保健室	静養室 (第 2 保健室) ※旧職員更衣室 (男)・休憩室	1F	33 m ²	1
		職員更衣室	職員更衣室 (男女) ※旧生徒会室	1F	45 m ²	1
		生徒会室	生徒会室 ※旧準備室	2F	30 m ²	1

		図書館	図書館 ※旧図書室・コンピューター室	2F	330 m ²	1
屋内運動場	体育館	体育館	低学年向け体育館 ※旧屋内運動場格技場	1F	556 m ²	1
	支援教室	校内教育支援センター	ふらっとルーム ※旧屋内運動場ミーティングルーム	1F	102 m ²	1
			多目的室 ※旧屋内運動場部室3～6	1F	51 m ²	2
	地域開放エリア	地域連携推進室	地域連携推進室 (PTA活動、ボランティア活動等) ※旧屋内運動場部室1・2	1F	51 m ²	1
	その他	その他	施設管理人室 ※旧屋内運動場管理人室	1F	28 m ²	1
			倉庫 ※旧 屋内運動場男子・女子更衣室	1F	35 m ²	1
			部活動室 ※旧屋内運動場部室7・8	1F	28 m ²	2

(2) 計画学級数

令和11年度開校時の学級数は推計児童生徒数より、15学級を予定します。

ア 普通教室（特別支援学級児童生徒人数含む）

児童生徒数・学級数は下の表のとおりとなります。

年度	R 1 1		R 1 2		R 1 3	
学年	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数
1年	35	1	17	1	15	1
2年	28	1	35	1	17	1
3年	37	2	28	1	35	1
4年	35	1	37	2	28	1
5年	46	2	35	1	37	2
6年	40	2	46	2	35	1
7年	48	2	40	2	46	2
8年	54	2	48	2	40	2
9年	61	2	54	2	48	2
合計	384	15	340	14	301	13

イ 教室配置案

教室配置に学年ブロック（4-3-2制）を適用すると、令和11年度は必要な普通教室数の不足が予想されるので、隣接する特別教室を改修して使用します。

令和11年度（開校時）

3F	5-1	5-2	6-1	6-2	7-1	7-2
2F	8-1	8-2		9-1	9-2	
1F	1	2	3-1	3-2	4	

令和13年度

3F	8-1	8-2		9-1	9-2	
2F	5-1	5-2	6	7-1	7-2	
1F	1	2		3	4	

令和12年度

3F	8-1	8-2		9-1	9-2	
2F	5	6-1	6-2	7-1	7-2	
1F	1	2	3	4-1	4-2	

(参考) 令和14年度

3F	8-1	8-2		9-1	9-2	
2F	5	6-1		6-2	7	
1F	1	2		3	4	

(3) 特別支援教室

ア 特別支援学級は1室あたり8人を上限とし、知的学級、情緒学級で各2室（前期課程・後期課程）の計4室に区分けします。

イ 令和11年度、必要室数4室に対し、既存特別支援学級は2室のため、小会議室、相談室、女性職員更衣室を改修して特別支援教室として使用します。将来的に学級数の減が見込まれるため、普通教室の一部を特別支援教室として使用する予定です。

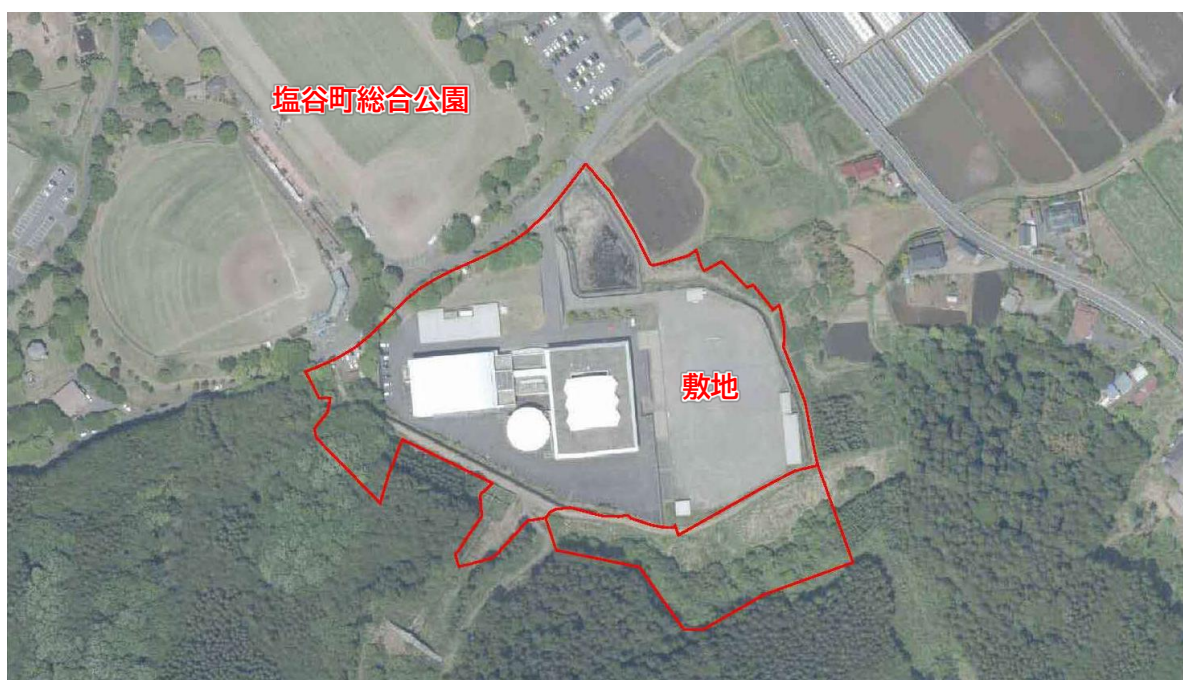
(知的)

年度	R 1 1		R 1 2		R 1 3	
学年	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数
1～6年	1	1	1	1	1	1
7～9年	2	1	1	1	2	1
合計	3	2	2	2	2	2

(情緒)

年度	R 1 1		R 1 2		R 1 3	
学年	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数
1～6年	2	1	2	1	1	1
7～9年	3	1	2	1	4	1
合計	5	2	4	2	4	2

2 学校敷地の範囲



(1) 計画敷地

ア 敷地

塩谷町大字飯岡 1248 番地

イ 概要

敷地面積	:	38,958.79 m ²
区域区分	:	都市計画区域内、未線引き地域
用途地域	:	無指定
建蔽率／容積率	:	60% ／ 200%
道路斜線制限	:	適用距離 35m + 勾配 1.5
隣地斜線制限	:	立ち上り 20m + 勾配 1.25
その他	:	土砂災害警戒区域

(2) 開校年度

開校年度は令和 11 (2029) 年度とします。

3 塩谷町教育関連施設

※資料 塩谷町 HP 塩谷町全図



■小中学校・保育園等

①：塩谷中学校	大字飯岡 1248 番地
②：船生小学校	大字船生 3660 番地
③：玉生小学校	大字玉生 395 番地
④：大宮小学校	大字大宮 2166 番地
⑤：ふにゅう保育園	大字船生 3600 番地 1
⑥：認定しおやこども園	大字玉生 1057 番地 83
⑦：おおみや保育園	大字大宮 2108 番地 1
⑧：こども未来館しおらんど	大宮大久保 1401 番地

■放課後児童クラブ室

⑨：すみれクラブ（船生小）	船生小学校敷地内
⑩：コスモスクラブ（玉生小 1～3 年）	玉生小学校西側
⑪：玉生クラブ（玉生小 4～6 年）	玉生小学校図工室
⑫：さくらクラブ（大宮小）	おおみや保育園敷地内
⑬：大宮クラブ（大宮小）	こども未来館敷地内

■コミュニティセンター

⑭：生涯学習センター・ 船生コミュニティセンター	大字船生 989 番地 1
⑮：玉生コミュニティセンター	大字玉生 681 番地
⑯：大宮コミュニティセンター	大字大宮 1028 番地 2

■宿泊施設

⑰：自然休養村センター	大字熊ノ木 987 番地 2
⑱：星ふる学校くまの木	大字熊ノ木 802 番地

4 放課後児童クラブ室整備計画

(1) 現状

ア 設置状況

これまで各小学校に配置され3か所であったものを、平成30年度に新たに2か所開設したことにより5か所に増設し、現在でも5か所を維持しています。

▼設置状況の推移

	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
施設数	3か所	3か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所

(塩谷町こども計画より引用)

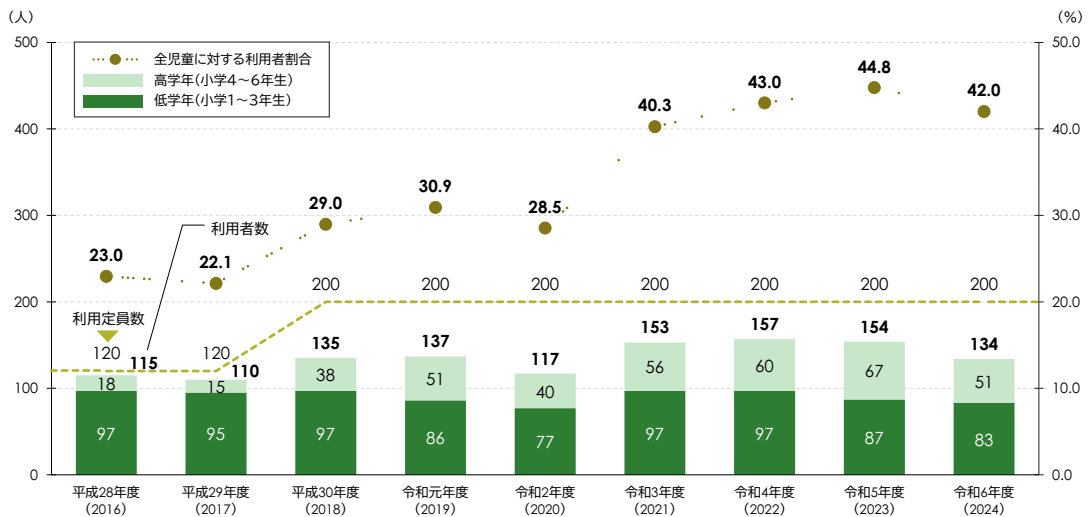
▼クラブ別整備状況

	コスモス	玉生	すみれ	さくら	大宮
通所小学校	玉生小学校		船生小学校	大宮小学校	
階数	1階	1階	1階	1階	1階
設置状況	玉生小学校 隣接の専用 施設	玉生小学校 内の余裕教 室	船生小学校 敷地内の専 用施設	おおみや保 育園敷地内 の専用施設	こども未来 館しおらん ど(旧大久 保小学校)

イ 利用児童数

本町の出生数は平成27年度を境に減少傾向にあり、総じて子ども全体の数も減少しています。それに対して、放課後児童クラブ室の利用者数は平成28年度から増減を繰り返しながら推移しています。全児童に対する利用者の割合は、平成28年度の23.0%から令和6年度には19.0ポイント増加して42.0%となっています。

▼低学年・高学年別の放課後児童クラブ室利用者数及び全児童に対する利用者割合の推移



(塩谷町こども計画より引用)

▼クラブ別の利用実績

(人)

	定員	通所小学校	R2	R3	R4	R5	R6	R7
コスモスクラブ	40	玉生小学校	28	35	35	37	32	35
玉生クラブ	40		10	17	21	27	24	25
すみれクラブ	40	船生小学校	29	39	43	43	39	33
さくらクラブ	40	大宮小学校	25	29	30	18	21	18
大宮クラブ	40		25	33	28	29	24	24
計	200		117	153	157	154	140	135

(2) 利用見込み児童数

町内の児童数は平成24年度から現在まで年々減少していますが、放課後児童クラブ室の利用の推移は一時的に増加傾向になり、近年では微減となっています。

このことから、今後児童数は減少しても利用者数は大幅に減少することではなく、年々わずかに減少していくと見込まれます。

▼利用見込み数

	R8	R9	R10	R11	R12	R13
実人数	125 人	120 人	111 人	110 人	102 人	94 人

(3) 新設放課後児童クラブ室の整備検討

ア 整備の必要性

既存施設は老朽化が進み、修繕を行っている施設や今後建て替えを必要とする施設があります。

また、令和7年7月に実施した利用児童の保護者向けアンケートにおいては、約6割の保護者が、仮称『しおや学園』の近辺に1か所の設置を希望する結果となっています。

このようなことから、仮称『しおや学園』の開校に合わせ、放課後児童クラブ室を学校の敷地内に設置することにより、児童の放課後の移動を最小限とし、兄弟姉妹間の送迎をまとめて行うことができ、保護者にとっても利便性を高めることができます。また、集約化することで運営のばらつきをなくして質の向上を図り、全ての利用児童に安定した放課後の生活の場を提供することができます。

イ 運営方針

児童が心身ともに健やかに成長することを願い、放課後児童クラブ支援員が保護者の代わりに、ともに遊んだり学んだりします。保護者が安心して就労できる環境を整えるため、預かり時間の拡充を実施します。

ウ 施設規模

(ア) 定員等

1年生及び2年生については学年毎の支援単位とし、3年生と4年生を合同、5年生と6年生を合同とする支援単位とすることにより、計4単位とします。各単位の定員は40名とします。

(イ) 整備場所等

整備場所は仮称『しおや学園』の敷地内とし、1階建てまたは2階建てとします。

(ウ) 面積

	想定室名	想定面積 (㎡)		備考
		1階建て	2階建て	
保育ゾーン	居室	約 264	約 256	4室
管理ゾーン	事務室	約 36	約 45	児童の静養スペースを含む
	倉庫・収納	約 32	約 38	
共用ゾーン	玄関・廊下	約 76	約 179	
	洗面・トイレ	約 40	約 95	
合 計		約 448	約 613	

(4) 整備予定スケジュール

整備を以下のとおり進めていき、仮称『しおや学園』の開校に合わせて開設を目指します。

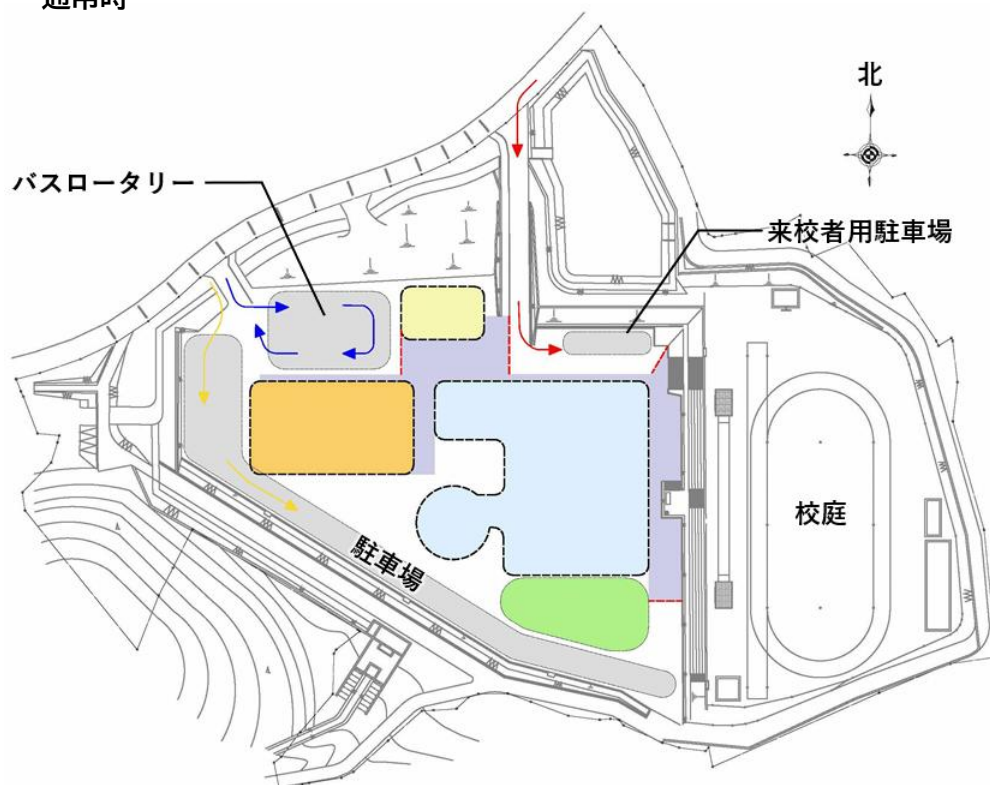
令和8年度	基本設計
令和9年度	実施設計、工事着手
令和10年度(12月)	工事完了

5 学校敷地の車両動線（基本的な考え方）

学校敷地内は児童生徒の安全面を考慮して、歩車分離を前提とした車両動線とします。

1 校舎	4 放課後児童クラブ室	6 来校者
2 車両進入禁止区域	5 低学年遊戯スペース	7 教職員
3 屋内運動場		8 スクールバス

（1） 通常時



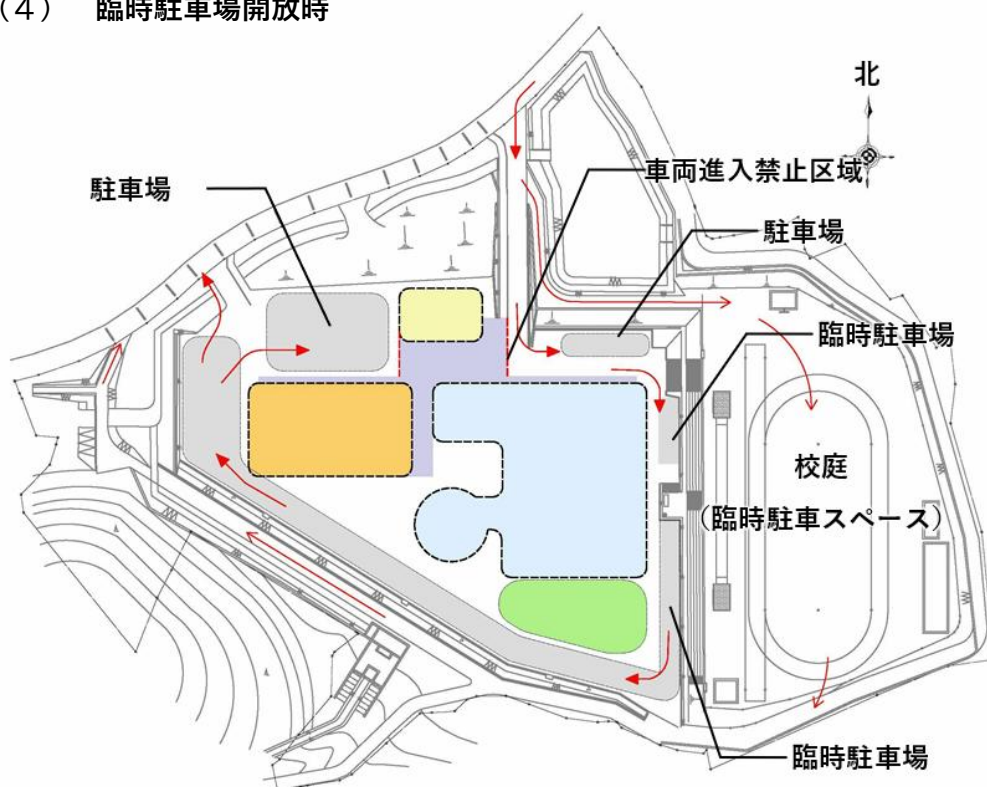
（2） 夜間・休日



(3) 雷雨などの荒天時



(4) 臨時駐車場開放時



- ※ 駐車場は、職員駐車スペース、地域開放時の駐車スペース、イベント時の臨時駐車スペースを見込みます。
- ※ 車両動線は、歩行者と車両を明確に分離し、車両進入禁止区域を設けます。また、イベント時は車両進入禁止区域を開放し駐車スペースを設け、敷地内を回遊できるようにし、混雑を回避できるよう設定します。
- ※ イベント時には校庭を開放し、臨時駐車スペースとします。

第5章 施設ごとの整備の考え方

第1 屋内施設計画

1 中庭

移動可能なイスやテーブルを設置し、学習空間を確保するとともに、子どもたちが放課後や休み時間に気軽に集まれるような、居心地の良い空間を作ります。また、中庭への入口を増設し、児童生徒の利用や学年を超えて交流できるような工夫をします。併せて、イベントを開催することで、自然に子どもたちが集まりやすくします。

2 屋内運動場

平日、学校教育活動で使用している場所を、放課後や休日に地域等に開放し、有効活用を図ります。

各部屋の利用形態は下の表の用途を想定しています。

	平日：日中	平日：放課後	休日
前期課程向け体育館 (1 F)	学校教育活動	(1) 放課後児童クラブ室 (2) 学校開放	学校開放
アリーナ (2 F)	学校教育活動	(1) 部活動 (2) 学校開放	学校開放
地域連携推進室	地域開放	地域開放	地域開放
多目的室	(1) 学校教育活動 (2) 地域開放	(1) 学校教育活動 (2) 地域開放	地域開放
校内教育支援センター (ふらっとルーム)	学校教育活動	—	—

第2 屋外施設計画

1 駐車スペース

- (1) 通常時駐車台数 108台 (内 教職員駐車場 概ね50台)

学校内臨時駐車場等開放時駐車台数 296台

学校内臨時・総合公園駐車場開放時駐車台数 440台

通常時は車止めポール等を設置し、駐車スペースを制限、歩車分離を行います。
イベント時には車止めポールを撤去し、駐車台数を確保します。臨時駐車場として、校庭の開放も検討します。

	名 称	駐車台数
学校内駐車場	通常時駐車場	108台
	臨時駐車場（職員室前）	8台
	臨時駐車場（校庭）	180台
総合公園駐車場	総合公園東駐車場	57台
	総合公園西駐車場	40台
	テニスコート駐車場	47台
合 計		440台

- (2) 見通しの悪い箇所にはミラーを増設し、事故防止を図ります。
(3) 身障者用駐車スペースを、校舎、及び屋内運動場出入口の近くに配置します。

2 敷地出入口

- (1) 敷地出入口は敷地北東側・北西側の2箇所とし、北東側出入口は、児童生徒の登下校用の出入口兼来客用出入口となるため、歩車分離を明確に行います。北西側出入口は、職員出入口及びスクールバスの出入口となります。
(2) 北西側出入口付近にスクールバスが展開できるロータリーを整備します。
(3) スクールバスの出入りを円滑化するため、北西側出入口を改修し、幅員を拡幅して11mとします。
(4) 北西側・北東側出入口共に横断歩道を計画し、安全に通行できるようにします。
(5) 横断歩道付近に減速帯を設置し、児童生徒が安全に登下校できるようにします。

3 校庭階段

- (1) 低学年が安全に利用できるように手摺を増設します。(既存手摺の60～75cm程度の高さに低学年用手すりを増設します。)

4 低学年遊戯スペース

- (1) 低学年遊戯スペースは校舎南側（1～4年生普通教室に隣接）とし、教室から直接出入りできるように整備します。

- (2) 低学年遊戯スペースは全面人工芝とし、子供たちが遊ぶのに支障が出ないよう毛足の長くない、柔らかい素材を採用します。
- (3) 開校時は、遊戯スペースへの出入りは1階普通教室からか、外部から出入りする形になるが、将来的に普通教室に空きができるため、1階普通教室の内一つを図書コーナーのような配置とし、遊戯スペースへ出入りできる通路を確保します。
- (4) 手洗い場を設置します。
- (5) 設置する遊具は、学校、児童の意見を取り入れて決めていきます。

第3 設備計画

1 室内照明設備

- (1) 各室・空間の照明の方式、器具の種類・配列及び設置位置は、当該各室・空間の面積形状等に応じ、適切に設定し、設計します。
- (2) 照明設備は落下防止措置を行うとともに、必要に応じ、破損防止の措置を講じます。
- (3) 災害時の利用も踏まえ、エリアを絞って自家発電設備を整備し、発電した電気で屋内照明を点灯させるために配線を工夫します。また、可搬式発電機の取付口を設置します。省エネルギー型の照明器具は非常時に電力供給量が不足する場合にも有効なものとしています。

2 換気設備

- (1) 各室・空間の利用内容等に応じ、十分な換気量を確保するため、適切に設置します。
- (2) 必要な換気量を適切に設定し、これに見合うよう種類、規格、数等を計画し、設計します。
- (3) 設置位置は、当該各室・空間の形状等に応じ、適切な高さ、配置等とします。

3 冷暖房設備

- (1) 地域の気象条件、騒音等の周辺環境、地域への開放を含めた各室・空間の利用内容等に応じ、冷暖房設備を整備します。
- (2) 当該各室・空間の壁、開口部などの断熱化、室形状、自然の通風条件等と併せ総合的に整備します。
- (3) 設置する各室・空間の容量、形状、利用人数、学習内容等に応じ、冷暖房の負荷を適切に設定し、方式、規格、数等を計画し、設計します。この際、室・空間を分割し、効率的かつ効果的な計画とします。
- (4) 冷暖房設備の導入に当たっては、断熱性など省エネルギー性能の向上のほか、二酸化炭素濃度低減など良好な室内環境の確保のため、適切な換気方法について検討しておくことが重要であり、必要に応じて、全熱交換器を検討します。

第6章 事業計画

第1 これまでの経過

時 期	内 容
平成27年～令和元年	総合教育会議にて、少子化における学校配置の話し合い
令和元年4月	塩谷町小中学校現状分析研究会1（町内の小中学校と関係各課の話し合い）
令和2年1月	塩谷町小中学校現状分析研究会2（町内の小中学校と関係各課の話し合い）
令和4年10月～6年2月	学校規模適正化検討委員会（全11回）
令和5年6月	那須塩原市立 箒根学園（義務教育学校）視察
令和6年2月	答申書を塩谷町教育委員会に提出
令和6年2月	総合教育会議（意見書・学校設置基本構想案提出）
令和6年5月	塩谷町学校設置基本構想（骨子）の策定
令和6年5月	意見書・学校設置基本構想について議会に報告
令和6年11月	福島県 大熊町立「学び舎ゆめの森」視察
令和6年12月	総合教育会議（設置場所・設置形態決定）
令和7年1月	設置場所・設置形態について議会に報告
令和7年2月	那須塩原市図書館「みるる」視察
令和7年4月～	新しい学校づくり委員会（学校再編審議会小委員会）（全7回予定）
令和7年6月～	学校再編審議会（全3回予定）
令和7年7月	山形県 山形市南部児童遊戯施設「コパル」視察
令和7年8月	佐野市立 葛生義務教育学校 視察

第2 今後の予定

今後は庁内の組織体制を整えるとともに、学校、保護者、地域等と適切な情報共有や協議を進め、令和11年4月の義務教育学校開校に向けて、望ましい教育環境の整備を推進していきます。

時 期	内 容
令和8年～	（仮称）開校準備委員会、各部会設立
令和8年～	学校名、校旗、校章、校歌、制服、体操着等検討
令和8年～	改修工事实施設設計書作成
令和9年度～令和10年度	改修工事
令和11年3月	閉校式典
令和11年4月	開校式典
令和11年4月	義務教育学校開校

第7章 学校再編事業の推進に向けて

第1 今後の課題

本計画に基づき今後学校の再編整備を行っていきますが、更にこの事業を充実させていくために、以下のことが課題として考えられます。

- (1) 学校の運営及び教育活動に係る実施計画の策定について
- (2) 学校の外構や学校菜園等の整備について
- (3) 改修工事の進め方について
- (4) 町の教育関連施設の在り方について

第2 対応方針

第1の課題に対し、以下のように対応していきます。

- (1) 本計画は、施設面をどう活用していくか、施設整備（建築関係）をメインにした計画となっています。令和11年4月開校に向けて、いわゆるソフト面（運用、運営面）は別途、令和8年度より開校準備委員会、各部会等を立ち上げ、学校関係者、保護者、地域の方々、教育委員会等で部門ごとに協議していき、本計画の関連計画として位置付けていきます。開校準備委員会等において決めていくことは細部に渡るため、優先順位をつけ関係者と協議しながら進めていく必要があります。

- (2) 学校の外構について、学校敷地の北西門が幅6mの狭小であり、安全確保のため拡幅を行う必要があります。その他、校庭から近い位置に調整池があり、安全を確保するためフェンスを設置する必要があります。

教材園の場所は学校敷地内に確保することとし、農業体験ができる農園についても今後検討していきます。併せて、学校敷地に隣接し借用している山林についても、有効利用できるよう検討していきます。

- (3) 改修工事については、仮校舎の建設は行わず、現状の教育活動を行う中で、工事を進めることになります。そのため教育活動に支障がないように、工事に伴う騒音、振動及び安全面に十分に配慮します。

また、校舎本体の改修は、長期休業中に集中的に工事を行う等の工夫が必要になります。工事期間の確保については、随時、工事請負業者、学校と連携し協議をしながら安全に進めていきます。

- (4) 現在、町の教育関連施設は分散していますが、将来的に、（仮称）しおや学園の敷地近辺に集約することにより、効果的な施設利用が進められ、本町の教育の充実と教育効果の向上が期待できます。